

## 特定大規模集客施設新設届出書等記載要領

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力のあるまちづくりの推進に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく特定大規模集客施設の新設届出書等については、記載例を参考に、次の要領に従ってご記入願います。

### ■ 特定大規模集客施設新設届出書

#### 1 「届出年月日」

- 新設届出書を提出する年月日を記載してください。

#### 2 「届出者」

- 特定大規模集客施設を設置する方の氏名またはは名称を記載してください。
- 届出者が複数であり、当該様式に届出者の氏名またはは名称を記載するための余白が足りない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に記載してください。

#### 3 「1 特定大規模集客施設の名称」

- 新設を予定している特定大規模集客施設の名称を記載してください。決定していない場合は仮称により記載してください。

#### 4 「2 特定大規模集客施設を設置する者」

- 特定大規模集客施設を設置する方の氏名又は名称等を記載してください。なお、集客施設以外の用途に供する施設を設置する方は除きます。
- 設置者が複数であり、当該様式に設置者の氏名又は名称を記載するための余白が足りない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に記載してください。
- ※ 集客施設及び集客施設以外の用途に供する施設（集客施設に該当しないもの）の例等については、別紙資料1を参照してください。

#### 5 「3 新設の区分」

- 「新築・改築・増築・用途の変更」のうち、該当するものを○で囲んでください。  
新築：新たに建築物を造ることであり、改築に該当する場合を除きます。  
改 築：建築物の全部若しくは一部を除却し、または建築物の全部若しくは一部が災害によって滅失した後、引き続き同一敷地内において用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物又はその部分を造ることをいいます。  
増 築：既にある建築物の床面積を増加させることであり、改築に該当する場合を除きます。  
用途の変更：集客施設以外の用途に供していた既存の建築物を集客施設の用途に供することをいいます。なお、集客施設の用途を、小売店舗以外から小売店舗に変更することにより特定大規模集客施設に該当することとなる場合を含みます。
- ※ 集客施設の設置等で次に掲げる場合に該当するときは、新設届出の手続きを行う必要があります

(1) 施設を新築する場合

集客施設であって、集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を超えるものまたは集客施設の店舗面積が 6,000 m<sup>2</sup>を超えるものを新たに設置する場合

(2) 既存施設の増改築等をする場合

- ・ 建築物の床面積を増加させることまたは既存の建築物の用途を変更することにより、集客施設の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m<sup>2</sup>を超えるものまたは集客施設の店舗面積が 6,000 m<sup>2</sup>を超える場合
- ・ 平成 22 年 1 月 1 日（条例の施行日）時点で、集客施設の用途に供する部分の床面積が 10,000 m<sup>2</sup>または店舗面積が 6,000 m<sup>2</sup>を超えている集客施設もしくは条例の施行日以降に新設した床面積が 10,000 m<sup>2</sup>または店舗面積が 6,000 m<sup>2</sup>を超えている集客施設において、増改築や用途変更により集客施設の用途に供する部分の床面積を 10,000 m<sup>2</sup>または店舗面積を 6,000 m<sup>2</sup>を超えて増加させる場合

**6 「4 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地及びその敷地面積等」**

- 特定大規模集客施設の新設予定地の所在地と面積及び用途区分を記載してください。
- 当地が分筆登記されている場合には、「別紙のとおり」とし、敷地に係る地番を別紙に全て記載してください。
- 用途区分については、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 項に規定する用途地域の種別を記載してください。
- 新設予定地が都市計画区域内または準都市計画区域内の用途地域の指定のない地域、都市計画区域外の場合は、それぞれ「白地地域」、「都市計画区域外」と記載してください。
- ※ 1 2 棟以上の集客施設が通路によって接続され、機能が一体となっている場合や、同一の敷地に 2 棟以上の集客施設が設置される場合には、これら集客施設を一の集客施設として取り扱います。
- ※ 2 特定大規模集客施設に付属する施設（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物の保管施設、廃棄物の処理施設）の敷地も対象になります。

**7 「5 特定大規模集客施設の用途並びに用途に供する部分の床面積及び店舗面積」**

- 集客施設の用途及び用途毎の床面積を全て記載してください。
- 集客施設の床面積は次により算出してください。
  - ・ 床面積とは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号の規定により算定された床面積をいいます。
  - ・ 劇場、映画館、演劇場又は観覧場の用途に供される部分については、客席の部分の床面積のみとしてください。
  - ・ 1 つの建築物の中に集客施設以外の用途に供される部分（医院、語学教室、運動施設等）がある場合は、当該部分の床面積は、集客施設の床面積に算入しないでください。
- ※ 2 棟以上の集客施設が通路によって接続され、機能が一体となっている場合や、同一の敷地に 2 棟以上の集客施設が設置される場合には、これら集客施設の全ての床面

積を合計して算出することとなりますので、ご注意ください。

- 集客施設の店舗面積の合計は次により算出してください。
  - ・ 店舗面積とは、小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含みます。）を行うための店舗の用途に供される床面積をいいます。
  - ・ 店舗面積の範囲は、別紙資料を参照してください。
- ※ 2棟以上の集客施設が通路によって接続され、機能が一体となっている場合や、同一の敷地に2棟以上の集客施設が設置される場合の店舗面積は、これら集客施設の全ての店舗面積を合計して算出することとなりますので、ご注意ください。

## 8 「6 特定大規模集客施設の新設予定地において行われることとなる土地の区画形質の変更及び特定大規模集客施設の新設に係る建築物の新築、改築若しくは増築又は集客施設への用途の変更に着手しようとする日」

- 特定大規模集客施設の新設予定地の区画形質の変更や特定大規模集客施設の新築・改築・増築・用途の変更の工事に着手する予定日について記載してください。
- ※ なお、新設届出後、次のとおり条例第14条第1項に定める日までは工事の着手が制限されますので注意してください。
  - ・ 新設届出に対して知事が意見のない旨通知した場合（届出の日の翌日から6ヶ月以内） その通知の日
  - ・ 新設届出に対して知事が意見を述べたとき（届出の日翌日から6ヶ月以内）であって、知事が勧告した場合（新設届出者が知事の見解等に対して見解等を報告した日の翌日から2ヶ月以内） その勧告の日
  - ・ 新設届出に対して知事が意見を述べたときであって、知事が勧告をしない旨通知をした場合 その通知の日

## 9 「7 営業を開始しようとする日」

- 特定大規模集客施設として営業を開始する予定日について記載してください。

## 10 「8 平均的な利用者数の見込み及び集客予定区域」

- 利用見込者数については、年、月、日のどれかを○で囲み、予定している人数を記載してください。
- 集客予定区域については、「別添図面のとおりに」と記載し、集客予定区域を示した図面を添付してください。

## 11 「9 新設予定地を選定した理由」

- 新設予定地について、新設届出書の添付書面に記載する内容に従って、道路等の社会資本の整備状況、自然環境の保全への影響や、施設への公共交通機関等によるアクセスの利便性等の観点も踏まえ、新設予定地の選定理由を箇条書きで記載してください。
- 上記理由の根拠となる資料を併せて提出してください。

## ● 添付書類

- この要領の11ページの添付書類のほか、次に掲げる書類を添付してください。

### 1 新設届出書及び変更届出書に添付する地図等

地図等の種類	縮尺の目安(※1)	記載内容
特定大規模集客施設の新設予定地の周辺の市町村の位置を明らかにした地図 (新設予定地周辺市町村図)	概ね 1/100,000	方位、縮尺、凡例、市町村名、市町村の境界、特定大規模集客施設の位置、最寄りの鉄道の駅等を明示すること。
特定大規模集客施設の新設予定地及び周辺の土地の利用の現況を明らかにした地図(新設予定地周辺土地利用現況図)	概ね 1/12,500	方位、縮尺、凡例、敷地の境界、周辺の道路の状況、周辺の建築物の立地状況、周辺の公共公益施設(市町村の庁舎、学校、病院等)の位置及び名称、公共交通機関の状況(最寄りの鉄道の駅、バス停等の位置)等を明示すること。
特定大規模集客施設の新設に係る敷地、建築物及び規則(※2)第10条に規定する施設の位置を明らかにした地図 (施設配置図)	概ね 1/1,500	方位、縮尺、凡例、敷地の境界、各施設等の位置(建築物、駐車場及び自動車の出入口等の位置)、周辺の道路の状況等を明示すること。
特定大規模集客施設の新設に係る建築物内における集客施設の用途に供する部分の位置及び床面積を明らかにした図面(集客施設配置図)	概ね 1/500	方位、縮尺、凡例、集客施設の用途に供する部分の配置(店舗の用途に供する部分と店舗以外の用途に供する部分との配置を区分すること。)、寸法、床面積及び店舗面積の算出の根拠等を明示すること。
特定大規模集客施設の集客予定区域を明らかにした地図(集客予定区域図)	概ね 1/50,000	方位、縮尺、凡例、市町村名、市町村の境界、特定大規模集客施設の位置、最寄りの鉄道の駅等を明示すること。

※1 縮尺は目安であり、特定大規模集客施設の状況等に応じ調整することができます。

※2 宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則

### 2 その他添付書類

届出者が法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添付してください。

## ■ 地域貢献活動計画書

- 別紙記載例を参考に作成してください。
- 「2 地域貢献活動を実施する期間(3事業年度)」の第1事業年度について
  - ・ 平成22年1月1日(条例施行日)以前に設置した特定大規模集客施設の初回の

提出の際の第1事業年度は、平成22年4月1日（条例の施行日から3ヶ月を経過した日）が属する設置者の事業年度とします。

- ・ 平成22年1月1日以降に新設した特定大規模集客施設の初回の提出の際の第1事業年度は、当該集客施設の営業を開始する日が属する設置者の事業年度とします。
- 「3 地域貢献活動の内容」の取組内容について
  - ・ 特定大規模集客施設の設置者と当該施設で営業を行う方（以下「営業事業者」という。）が異なる場合で、設置者の責任のもと、あるいは設置者と共同で営業事業者が取り組む地域貢献活動も含まれます。その場合は、地域貢献活動を実施する営業事業者の名称を取組内容の欄に記載してください。

## ■ 地域貢献活動実施状況報告書

- 別紙記載例を参考に作成して下さい。
- 「3 地域貢献活動の実施状況」について
  - ・ 実績がない場合には、実績の欄にその旨及びその理由を記載して下さい。
  - ・ 当初予定していなかった取組については、新たに項目を設けて記載して下さい。
  - ・ 営業事業者が取り組む地域貢献活動については、取組内容の欄に当該営業事業者の名称を記載してください。

## ■ 提出部数

次により提出して下さい。

様式名	提出部数
特定大規模集客施設新設届出書及び添付書類	正本：1部 写し：県が指定する部数
地域貢献活動計画書	正本：1部
地域貢献活動実施状況報告書	正本：1部

- ・ 提出先 宮城県経済商工観光部商工経営支援課  
所在地：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
TEL：022-211-2746

(別紙資料1)

### 集客施設について

#### 1 集客施設に該当するもの

用途	具体的な施設の例	備考
劇場 映画館 演劇場 観覧場	音楽ホール、演劇ホール、多目的ホール 映画館（シネマコンプレックスを含む。） 寄席等の演劇場 客席のある総合体育館、スタジアム（屋外観覧場を含む。）	客席部分のみを参入する

店舗	物販店舗、サービス店舗（銀行のATM、クリーニング店を含む。）	売場等のほか、通路、バックヤードを含む。ただし、駐車場は含まない。
飲食店	レストラン、喫茶店	
展示場	イベント施設、メッセ	
遊技場	マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、アミューズメント施設、大規模テーマパーク、カラオケボックス	
勝馬投票券発売所	競馬券売場	
場外車券売場	競輪、オートレースの競走場外の券売場	
場内車券売場	競輪、オートレースの競走場内の券売場	
勝舟投票券発売所	競艇の券売場	

2 集客施設に該当しないものの例

用途の例	備考
ホテル、旅館	
病院、診療所	クリニックを含む。
学校、図書館、博物館、美術館	
体育館、水泳場、ボーリング場、ゴルフ練習場	ただし、客席を設けているものは、観覧場として取り扱う。
学習塾、華道教室、囲碁教室、英会話教室	
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール	
事務所	

（別紙資料2）

特定大規模集客施設の店舗面積の範囲について

○「店舗面積」の範囲については、つぎによるものとする。

1 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分を言い、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演のように供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内	

	所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受の用(引渡を含む。)の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受(加工又は修理のための物品の引渡を含む。)の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

## 2 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義	備 考
(1) 階 段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置(附属部分を含む。)部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのための用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8) 便 所	便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外 商 事 務 室 等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕	

	切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10)事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来週を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11)食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12)塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注(2)参照
(13)屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(14)はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

(注1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(注2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第二条第一項第二号の規定による「建築物（地階で地番面上一メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

「平成17年9月経済産業省流通政策課編大規模小売店舗立地法についての解説等〔第3版〕から抜粋」